

～世界文化遺産『富士山』を未来に繋ぐ～

登山ガイドと学ぶ御中道ハイキングと 富士山五合目クリーンアップ活動

「JTB地球いきいきプロジェクト」は、お客様や地域の皆様とJTBグループの社員が一緒になり、元気な未来を創造していく活動です。

観光地をめぐりながらお掃除をしたり、地域の文化を学びながら植樹をしたり、環境美化や、人と人との交流を通じて、
そこに関わる全ての方々とともに「地域を元気に、人を笑顔に。」していきたいと考えています。



(お中道／写真はイメージ※富士山は天候により見られない場合があります)

旅行期間 2024年
11月5日(火) 日帰り

集合時間	7:50
集合場所	新宿西口 都庁大型バス専用駐車場
募集人員	30名
最少催行人員	15名
食事条件	朝食0回、昼食0回、夕食0回
利用バス会社	東栄観光バス
添乗員	全行程同行します



JTBグループは、持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

「御中道(おちゅうどう)」とは、富士山の中腹を通る登山ルートのひとつで、かつては富士山に3回以上登頂した人だけが許された道であったと言われています。本ツアーでは、富士山に精通する登山ガイドとともに、「御中道」ハイキングを楽しみながら、「富士山」について学んでいただきます。

また、ハイキングの後は、多くの観光客で賑わう「富士山五合目のクリーンアップ」を行います。「地域を元気に、人を笑顔に。」をテーマに、美しい自然を未来に繋いでいきましょう！



旅行代金
0円

(五合目／写真はイメージ)

Point

- ・富士山周辺をハイキングしながら、自然の美しさ・景観を楽しんでいただきます。(標高差100m程度のコースです)
- ・登山ガイドから、登山マナーを学ぶことで、環境保全(世界文化遺産の保全・保護)や安全な登山に対しての知識を深めていただくことを目的としています。



公益社団法人
日本山岳ガイド協会
認定登山ガイド
池川利雄ガイド

※状況により別のガイドがご案内する場合があります

お申し込みは、[JTBガイアレックホームページ](#)【先着順・申込締切日:9/30(月)】で、受付しております。

本ツアーに関するお問い合わせ先 JTBガイアレック TEL 03-6810-1910

営業時間 10:00~17:00(日・祝日休業)



行程表

7:50集合	新宿西口 都庁大型バス専用駐車場(※①)
8:00発	新宿西口 都庁大型バス専用駐車場
11:00着(予定)	富士山五合目(標高約2,300m)
11:10~13:00頃	ハイキング「御中道」コース(※②)
13:10着(予定)	富士山五合目(※③自由昼食)
14:00~15:00頃	クリーンアップ活動「富士山五合目」(※②)
15:15頃発	富士山五合目
18:00~18:30頃	新宿駅西口周辺 解散

【注意事項】

※①雨天決行です。荒天が予測される場合は、催行中止とする場合がございます。
※①ツアー開始後、天候や登山道等の事情により、予告なしに行程が変更する場合がございます。
※①未就学児のお客様は、お申し込みいただけません。
※②インウェア、軍手・手袋をご持参ください。
※②登山に適した服装・靴(トレッキングシューズやハイキングシューズ)で、ご参加ください。
※②クリーンアップ活動でのゴミは、各自お持ち帰りとなります。ゴミ拾い用袋をご持参ください。
※③自由昼食となり、食事はついておりません。

【旅行代金に含まれないもの】

昼食は含まれません。
行程に含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含まれません。



(写真はイメージ)

一人ひとりの小さな行動が、
未来に大きな変化を生み出します。
サステナブル(持続可能)な未来に向けて、
私たちができることを、一緒に考えましょう!



2023年度 JTB地球いきいきプロジェクト
(場所:筑波山)

同意事項

- 当日は、(株)JTBガイアレック、およびJTBグループの広報活動のため、写真・動画撮影を行う場合があります。撮影された写真・映像における参加者の肖像は、(株)JTBガイアレックおよびJTBグループが各種媒体等(※)において使用します。参加者は、これを承諾した上でお申し込みいただくものとします。なお、それらの著作権は、(株)JTBガイアレック、およびJTBグループに帰属します。
※SNS、インターネットサイト、新聞、雑誌、パンフレット等の印刷物、テレビ等のメディア、社内報、イベント等を含みますが、これらに限定されません。

- 風水害等の天災等の不測の事態により、止むを得ず実施を中止する場合があります。

ご旅行条件(要約) お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

■募集型企画旅行契約

この旅行は、(株)JTBガイアレックが企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面、および当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

■旅行のお申込みおよび契約成立時期

(1)(株)JTBガイアレックホームページにてお申し込みください。お申し込みには、①代表者氏名、②同行者氏名、③年齢(参加者全員)、④性別、⑤ご住所(参加者全員)、⑥ご連絡先(参加者全員の電話番号)、⑦メールアドレスが必要になります。(2)旅行契約は、電話、その他の通信手段でお申し込みの場合、当社からの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立致します。

■取消料

取消料はかかりませんが、関係機関への連絡のため取消の際は必ずご連絡ください。

■個人情報の取扱いについて

当社および販売店は、旅行申込みの際に提出された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送機関等旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させて頂きます。このほか、当社および販売店では、①当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②次年度以降の地球いきいきプロジェクトのご案内③旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い④アンケートのお願い⑤特典サービスの提供⑥統計資料の作成お客様の個人情報を利用させていただく場合がございます。

■旅行条件の基準

この旅行条件は、2024年7月1日を基準としています。

■国内旅行保険の加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込の販売員にお問合せください。

■特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然の外來の事故により、その身体、生命または手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

お申込み・お問い合わせ先

【社名】	JTBガイアレック
【電話番号】	03-6810-1910
【住所】	〒140-8602 東京都品川区東品川2-3-11
【営業時間】	10:00~17:00 (日・祝日休業)
【総合旅行業務取扱管理者】	小林 寛美

総合(国内)旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行に関してご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。

<旅行企画・実施>

株式会社 JTBガイアレック

観光庁長官登録旅行業第 712号

東京都品川区東品川2-3-11



<企画協力>ノースフット・トレックガイズ

国内募集型企画旅行ご旅行条件書

この旅行条件はエース JTB、JTBMystyleなど本文第2項に掲げる各社の国内募集型企画旅行に適用させていただきます

当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

1. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1)当社は、「第12項の2(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第15項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」でのお客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ・パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻いたします。
- (2)本項1の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3)クーポン券類の引換後での払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

1.8 添乗員・旅程管理等

- (1)添乗員同行表示コースには、全程にて添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な旅程管理業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。また労働基準法の規定から勤務中、一定の休息時間を適宜取得させていただきます。
- (2)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項1における添乗員の業務に準じます。
- (3)現地添乗員同行表示コースには、添乗員は同行いたしませんが、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
- (4)個人型プランには、添乗員等は同行いたしません。
- (5)個人型プラン及び現地添乗員が同行しない区間は、お客様ご自身での旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、原則としてお客様ご自分で行って頂きます。
- (6)交通機関等のサービス提供の中止やお客様とのご都合で旅行開始前に急遽ご旅行を取り止めにする場合、取扱販売店に連絡をお願いいたします。なお、取扱販売店が休業日、又は営業時間之外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、ご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。旅行開始までに手続きを終えられなかつた場合は旅行開始後の解除として取り扱いとなり、旅行代金の払い戻しはありません。

1.9 当社の責任

- (1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があつた場合に限ります。
- (2)お客様が次に示すような事由により損害を被られた場合には、当社は原則として本項1の責任を負いません。
- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止 ②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害 ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 ④官公署の命令、又はそれによって生じる旅行日程の変更、経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更の、また滞在時間の短縮
- (3)手荷物について生じた本項1の損害につきましては、本項1のお客様からの損害通知期間規定にかかるわざらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があつた場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかわらず当社が支払う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)。といたします。
- (4)手配代行者とは、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の手配を当社に代わって手配する者をいいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

2.0 特別補償

- (1)当社は前項1の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては¹外の損害金(1500万円)、後遺障害補償金(1500万円を上限)、入院見舞金(2万円~20万円)及び通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又はお1人あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり20万円を上限)とします。)を支払います。なお、手荷物の損害に対する保険契約がある場合は、当社は当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
- (2)本項1にかかるわざらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中といたしません。
- (3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山は(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハマー等の登山用具を使用するもの)リュージュ、ボスレース、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンガーライダー、マイクロライタ機、ウルトラライト機等)搭乗、ジヤロープライン搭乗その他の危険となる危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項1の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4)当社は現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、銀行証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。各種データーその他これらに準ずるもの)、タクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- (5)当社が本項1にに基づく補償金支払い義務と前項により損害補償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されてしまふのはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されざるのといたします。なお傷害の程度、その原因となった事故の概要等については、当社に対し、事故の日から30日以内に報告しなければなりません。

2.1 お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結する際には、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受取るため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることをあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
- (5)クーポン券類券の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

2.2 オプショナルツアーアイテム情報提供

- (1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を受取して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプショナルツアーアイテム」といいます。)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプショナルツアーアイテムは、ホームページ・パンフレット等で企画者:当社と明示します。

- (2)オプショナルツアーアイテムの運行事業者が当社以外である旨をホームページ・パンフレットで明示した場合は、当社は、当該オプショナルツアーアイテムにお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプショナルツアーアイテムが利用日が生れた募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます。)また、当該オプショナルツアーアイテムの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者のものとします。

- (3)当社は、ホームページ・パンフレット等で「簡単な情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であり、また加害者から賠償を得られた場合であつても必ずしも十分なものと言えない場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

- (5)契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除のお申し出のあった日の翌日から算起して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として扱います。
- (6)当社が信頼の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通常信頼を解除し、当社から別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は第14項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

2.5 国内旅行保険への加入について

- ご旅行中、何かをして場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であり、また加害者から賠償を得られた場合であつても必ずしも十分なものと言えない場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

2.6 個人情報の取り扱い

- (1)当社は、旅行申込みの手配に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受けできないことがあります。
- 取得した個人情報は「受託販売欄」に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。

- (2)当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する手段の手続き上必要な範囲内、並びに旅行中の土産店でのお客様のお買い物、便益のために必要な範囲内でお申込みいただいたホームページ・パンフレット等及び第5項(2)の最終旅程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、土産店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社らは、①当社ら及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンセルの手配、②旅行参加後の旅費のため必要な措置

- (3)当社は、①次に表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(たゞだしの①・②・③で規定する変更を除きます。)は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に「第14項(1)の規定に基づく責任が発生する」と認められる場合には、変更補償金としてはなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(いわゆるオーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払いません。)ア、旅行日程に支障をもたらす天候、天災地変、イ、戦乱、戦闘、工、官公署の命令、オ、欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の上止、ラ、遅延、運送・運送スケジュールの変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供、千、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

- ②第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
- ③ホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

- (2)当社の「第14項(1)の規定に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額のかおひとり様に1回100円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)当社はお客様の同意を得て金額による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は鶴見遊施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的の変更	1.0%	2.0%
③ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始したる空港又は旅行終了したる空港の異なる便の変更	1.0%	2.0%
⑥ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における便の乗継又は現地の乗継便又は現地便への変更	1.0%	2.0%
⑦ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑧ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は異親との他の居室の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①~⑧に掲げる変更のうち最も高いホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は異親との他の居室の変更	2.5%	5.0%

注1:ホームページ・パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それの変更につき1件として取り扱います。

注2:⑨に掲げる変更については、①~⑧の料金を適用せず、⑨の料金を適用します。

注3:1件とします。運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合、1該当事項毎に1件とします。

注4:④⑤⑥⑦⑧に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注5:④⑤⑥⑦⑧に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注6:④⑤⑥⑦⑧に掲げる運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注7:④⑤⑥⑦⑧に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものの変更を伴う場合は適用しません。

注8:⑦宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

2.7 旅行条件・旅行代金の基準

- 本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・パンフレット等に明示した日となります。
- 2.8 その他
- (1)お客様が一般的な室内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内にしましたが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねません。
- (3)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配・債務・旅程管理債務は履行されださない、また、当該変更部分にかかる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了解ください。
- (4)当社はいかがなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (5)当社の「募集型企画旅行にご参加いただくごとに、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスにご登録の際は、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により同サービスの条件に変更が生じた場合でも第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。
- ・旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承下さい。

2.9 受託販売契約責任営業所

株式会社 JTB ガイアレック

03-6810-1910

観光庁長官登録旅行業第 712 号

〒140-8602 東京都品川区東品川 2-3-11

JTB ビル 14 階

総合旅行業者取扱管理者 小林 寛美